

実施要項

1. 大会名
第31回埼玉県少女サッカー大会
2. 実施目的
本大会を通じて競技者や指導者に対して技能の研鑽や他チームとの交流の機会を与えることによって、地域社会の健全な発展を助けサッカースポーツを通じて心身の健全発達に寄与することを目的とする。
また、県内の少女サッカーチームをこの大会を通し育成することにより、女子サッカーの底辺部を支える少女サッカーのより一層の普及に寄与することも目的とする。
3. 主催
公益財団法人 埼玉県サッカー協会
4. 主管
公益財団法人 埼玉県サッカー協会 第4種委員会
5. 運営
埼玉県サッカー4種少女部会
6. 期日
令和元年11月10日(日)・17日(日)
7. 会場
毛呂山町総合運動公園グラウンド 他
8. 出場資格《チーム》
 - (1) 2019年度に公益財団法人埼玉県サッカー協会第4種に登録された女子選手で構成されたチームであり、日常的に少女チームとして活動していること。
 - (2) 令和元年10月6日までに所定の手続きにて出場申込を終えていること。
 - (3) 以下の条件を全て満たす場合に限り、(1)の資格を有すチームの合同チームでの出場を認める。
 - ① 2チームまでの合同とすること
 - ② 合同チームとして年間を通じた活動実績が報告できること
 - ③ 大会実行委員会での承認が得られること
 - (4) (1)の資格を有する一つのチームが以下の条件を全て満たす場合に限り、複数チームの出場申込みを認める。
 - ① 1チーム毎に8名以上の登録ができること。
 - ② 選手は1つのチームからしか出場できない。
 - ③ 1チーム毎に1名以上の指導者を帯同できること、またその指導者は有資格者であることが望ましい
 - ④ 1チーム毎に資格を有した帯同審判員を2名以上帯同できること。
 - (5) 試合会場にエントリー選手が表示された登録証(登録選手一覧・写真登録済みのもの)を持参できること。
9. 出場資格《選手》
 - (1) 公益財団法人埼玉県サッカー協会に登録された12歳以下の女子小学生であること。
 - (2) 前項8の出場資格を有するチームに登録されている選手であること
 - (3) 令和元年10月13日までに前項8の出場資格を有するチームから所定の手続きで登録選手の提出がなされていること。
 - (4) 出場選手は、チームが試合会場に持参する登録証に顔写真とともに表示された選手であること。
10. 試合方法。
全試合トーナメント方式でおこなう

実施要項

15. 天候による処置について

- (1) 試合の停止や中止及び開始に関する決定は、当該試合の審判員の判断によるものとする。但し、これについて大会本部が助言できるものとする。
- (2) 試合中の飲水は、選手の健康状態を考慮し必要により飲水タイムをとる。
- (3) 雷対策の処置は次のとおりとする。
 - ① 試合開始前から雷鳴が聞こえ落雷の恐れがあると判断した場合は、試合開始を停止し、次の試合開始予定時間15分前になっても落雷の恐れが継続している場合、当該試合は延期として別途試合の予定を大会本部で設定する。これに伴いその後の各試合開始予定時間が変更される。
次の試合開始予定時間の15分前までに試合開始可能と判断できた場合は、規定時間での試合を開始する。この場合、以降の試合はそれぞれ遅れて開始される。
 - ② 試合開始後に雷鳴が聞こえ落雷の恐れがあると判断した場合は、即刻試合は中断する。この中断が15分以上続いた場合試合は中止される。この試合の結果処理は下記のとおりとする。
 - 1) 試合の中止が試合の前半が終了後であれば、試合が中止された時点での勝敗と、スコアがその試合の結果となる。
 - 2) 試合の中止が試合の前半終了前であれば、その試合は、不成立試合とし後刻もしくは後日の再試合となる。再試合の予定は大会本部で決定する。

16. 表彰

優勝・準優勝・第3位のチームに表彰状および記念品を授与する。
また、優勝チームへは優勝カップと優勝旗を次の本大会までこれを保持させる。

17. 組合せ・代表者会議

令和元年10月20日(日) 18時30分よりウエスタ川越 活動室2 に於いておこなう。
出場各チームは1名以上出席すること、ただしやむを得ず出席できない場合には所属地区の部長を代理人として認める。